

民間の施設・ノウハウを活用した  
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

設 置 趣 旨

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興本部決定）」において、「類似災害に備えての倉庫、トラック…（中略）…等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われたことを踏まえ、国土交通省では有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、その中で『支援物資物流システムの基本的な考え方』のとりまとめを行ったところである。

本協議会は、国土交通省が物流事業者を所管する立場から、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の問題点及びアドバイザリー会議においてとりまとめられた『支援物資物流システムの基本的な考え方』を踏まえ、今後大規模災害の発生が想定される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスを構築するために設置するものである。

東日本大震災からの復興の基本方針  
(H23. 7. 29 東日本大震災復興対策本部)  
(抄)

3 実施する施策

国は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、以下の施策を実施する。

(ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

5 復興施策

(3) 地域経済活動の再生

⑨交通・物流、情報通信

(ii) 以下により、災害に強い交通・物流網を構築する。

(ヘ) 類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築